

平成31年3月14日

近畿地方協議会
企業年金セミナー

法改正への対応のポイント

～連合会DC実態調査結果を踏まえて～

企業年金連合会 会員サービスセンター
調査役 DC担当 堤 裕而

yuji-tsutsumi@pfa.or.jp

03-5401-8712

1. 運営管理機関の定期的評価
～事業主の努力義務
2. DC運用の改善
3. 継続投資教育の努力義務化

1. 運営管理機関委託の定期的評価 ～事業主の努力義務

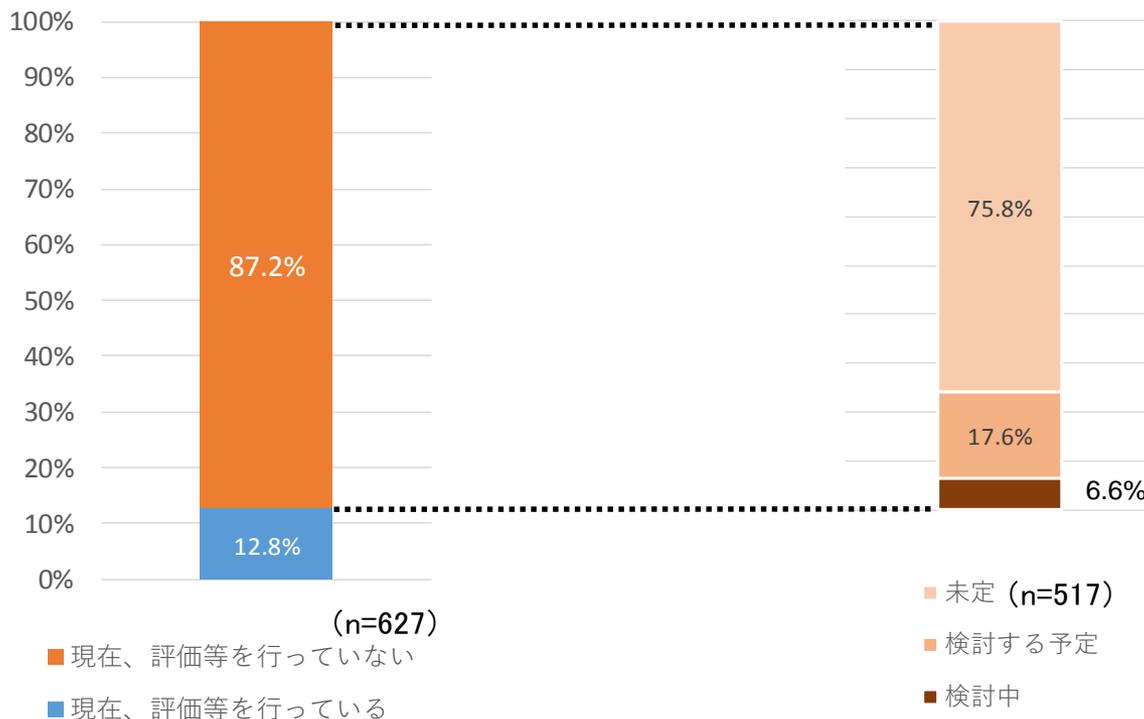
DC実態調査より

3

運営管理機関の評価等を実施している企業は、
12.8%にとどまる(前回 7.1%)

運営管理機関の評価等の実施

評価等の実施の予定



出所:企業年金連合会 2017年度(平成29年)決算 確定拠出年金実態調査結果(概要)

1. 運営管理機関委託の定期的評価 ～事業主の努力義務

DC法第7条(運営管理業務の委託)

(2018年5月1日施行)

- 4 事業主は、第1項の規定により確定拠出年金運営管理機関に運営管理業務の全部又は一部を委託した場合(第2項の規定により再委託した場合を含む。)は、少なくとも5年ごとに、運営管理業務の実施に関する評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、確定拠出年金運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



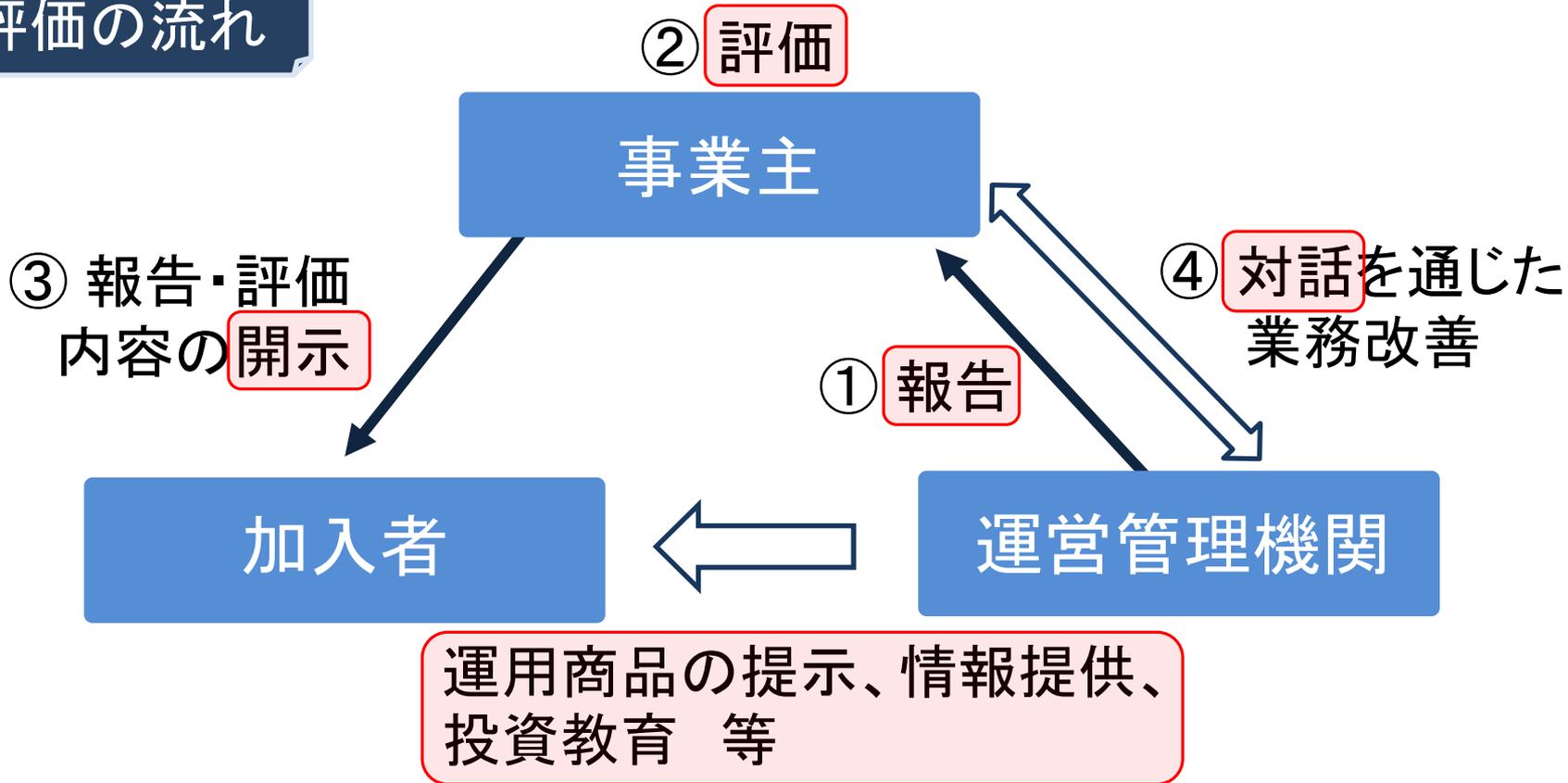
5年ごとの定期的
評価を行うには

1年ごとの評価
の積み重ね

2018年度の
評価を行う準備を

1. 運営管理機関委託の定期的評価 ～事業主の努力義務

評価の流れ



出所:厚生労働省HPの図表(赤枠は連合会で加工)

1. 運営管理機関委託の定期的評価 ～事業主の努力義務

評価項目

	評価項目
1	提示された商品群の全て又は多くが1金融グループに属する商品提供機関又は運用会社のものであった場合、それがもつぱら 加入者等の利益のみ を考慮したものであるといえるか。
2	<p>下記(ア)～(ウ)のとおり、他の同種の商品よりも劣っている場合に、それがもつぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。</p> <p>(ア)同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較し、明らかに運用成績が劣る投資信託である。</p> <p>(イ)他の金融機関が提供する元本確保型商品と比べ提示された利回りや安全性が明らかに低い元本確保型商品である。</p> <p>(ウ)同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較して、手数料や解約時の条件が良くない商品である。</p>
3	商品ラインナップの商品の手数料について、詳細が開示されていない場合又は開示されているが加入者にとって一覧性が無い若しくは詳細な内容の閲覧が分かりにくくなっている場合に、 なぜそのような内容になっているか

1. 運営管理機関委託の定期的評価 ～事業主の努力義務

評価項目

	評価項目
4	確定拠出年金運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合、それがもっぱら 加入者等の利益のみ を考慮したものであるか
5	確定拠出年金運営管理機関による運用の方法のモニタリングの内容(商品や 運用会社の評価基準 を含む)、またその報告があったか
6	加入者等への情報提供が わかりやすく 行われているか(例えば、コールセンターや加入者ウェブサイトの運営状況)

- ①運営管理機関自体の組織体制や事業継続性
- ②点検すべき項目や手法については、その企業規模や加入者等の構成・制度の定着度・投資教育の充実度により、それぞれの事業主によって異なることから、運営管理業務に付随して提供されているサービスがあり、点検する項目(例えば、投資教育を委託している場合の内容、実施方法、頻度など)があれば、それについても評価すること

1. 運営管理機関委託の定期的評価 ～事業主の努力義務

評価体制

社内におけるモニタリング体制

組織体として定例化すること

人事部内、担当者レベルでなく、経営会議等へ報告を行う組織体
(年金委員会、人事制度企画会議、人事グループ会議、企業年金基金理事会・代議員会など)

メンバーは労使で組成すること

加入者の意見を反映するため労働組合をメンバーに加える
(現場に普及させるとともに現場の声を反映させるため工場長などの部門長も加える)

専門的知見の利用

第三者機関から発信される情報、各種アンケート結果などの活用
(NPO法人、投信評価会社、コンサル会社、契約関係にない運営管理機関など)

評価ステップのルール化

- ・評価項目と評価基準を現在の運営管理機関に事前に提示
- ・モニタリングレポート報告会(年〇回)・・・要望事項の明示、意見交換、改善内容確認
- ・経営会議への付議(年1回)と5年ごとの評価確定
- ・加入者実態把握の実施(アンケート、個別相談など)と加入者への情報開示

1. 運営管理機関委託の定期的評価 ～事業主の努力義務

何か変化は？

新人用のスターター
キットが刷新され、
わかりやすくなった

ウェブサイトの操作
がわかりやすくなっ
たと社員の声

運用商品の追加の
前に、現在のライン
アップに不満が…

新人研修を毎年
依頼しているが、
相変わらず…

1. 運営管理機関委託の定期的評価 ～事業主の努力義務

運用方法の公表

目的

運営管理機関の評価項目である「運用の方法の選定」に関して、事業主が運営管理機関によって提示されているサービスの相対的な比較を可能とすること

運営管理機関による適切な運用の方法の選定を確保すること

(2019年7月1日施行)

運営管理機関のウェブページ

○元本確保型商品

(更新日： 年 月 日)

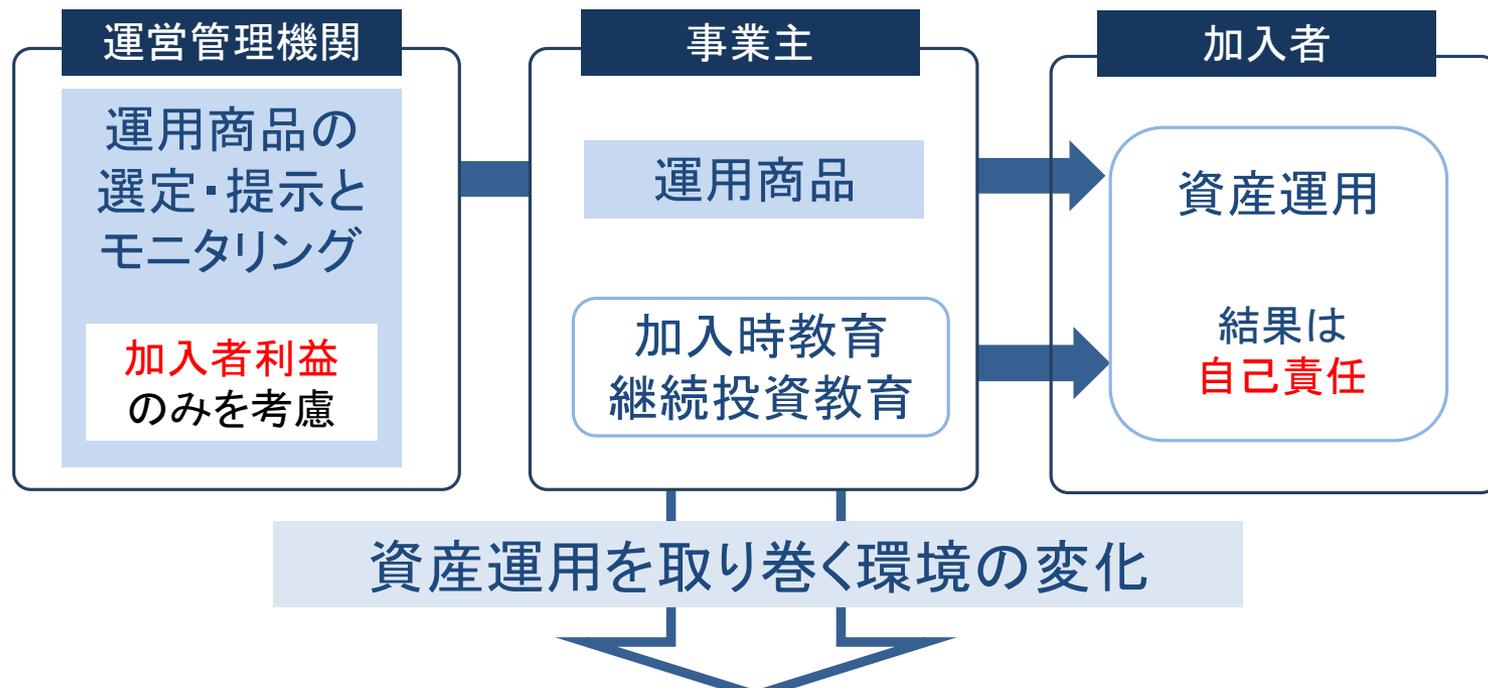
分類	運用商品名	商品提供機関	商品情報 運用実績	中途解約利率 解約控除の有無
預貯金				
共済				
生命保険				
損害保険				

○投資信託（元本確保型以外の預金、信託、生命保険、損害保険を含む）

分類	運用商品名	商品提供機関	商品情報 運用実績	手数料		
				販売手数料	信託報酬	信託財産留保額
国内債券	パッシブ					
	アクティブ					
国内株式	パッシブ					
	アクティブ					
外国債券	パッシブ					
	アクティブ					
外国株式	パッシブ					
	アクティブ					
バランス型	パッシブ					
	アクティブ					
ターゲット イヤー型	パッシブ					
	アクティブ					
国内リート	パッシブ					
	アクティブ					
海外リート	パッシブ					
	アクティブ					
その他						

2. DC運用の改善

運用の方法の定期的見直しの必要性



選定されている運用の方法は
時間の経過によっても望ましいものか？

2. DC運用の改善

DC法改正に伴う見直しを

法令解釈通知の新設項目

～第4 運用の方法の選定及び提示に関する事項 1 (1)より抜粋

運用方法の選定はどのように行うか

加入者等が真に**必要なもの**に限って選定

運営管理機関と**労使**が十分に**協議・検討**を行い
運用の方法を選定し、また**定期的**に見直す

(留意点)

- ・高齢期の所得確保の視点からバランスのとれたものであること
- ・効果的な運用に資するよう、個々の運用方法の質(手数料を含む)を十分吟味すること

2. DC運用の改善

DC法改正に伴う見直しを

法令解釈通知の新設項目

～第4 運用の方法の選定及び提示に関する事項 1 (3)より抜粋

運用方法の提示はどのように行うか

個々の運用方法の選定理由と全体構成に関する説明

(提示方法の工夫)

- ・元本確保型商品⇒預金、生命保険、損害保険等
- ・投資信託等 ⇒種類(資産クラス、パッシブ・アクティブ区分等)

- ・基本的な運用の方法 →パッシブ運用をまとめて
- ・応用的な運用の方法 →アクティブ運用、オルタナティブ

(注)客観的自由に基づき一括りにし、その理由も説明

2. DC運用の改善

運用商品ラインアップ

ある会社の事例から

DC導入時

どのように商品選定し、社員に説明したか

運用商品選定のプロセス

ラインアップのコンセプトの決定

分散投資ができる 社員が理解できる

ラインアップの検討

労使による検討 運営管理機関の案

ラインアップの決定

労使協議をふまえた運営管理機関からの提示

基本方針

- ①分散投資によりリスクを抑えた運用が可能な商品をそろえる。
- ②社員にとってわかりやすい構成とする。
- ③商品はなるべく少なくする。

区分	本数	資産カテゴリー	
元本確保型	3	定期預金、保険商品	
投資信託	4	パッシブ型	国内債券・国内株式・外国債券・外国株式
	2	アクティブ型	国内株式・外国株式
	3	バランス型	資産比率固定型（安定・中間・積極型）
	1		ターゲットイヤー型
合計	13		

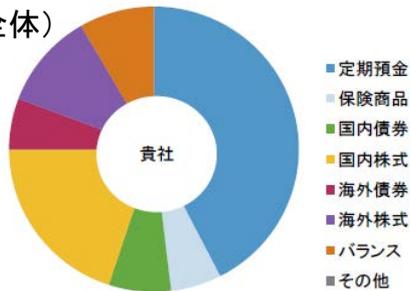
2. DC運用の改善

現在

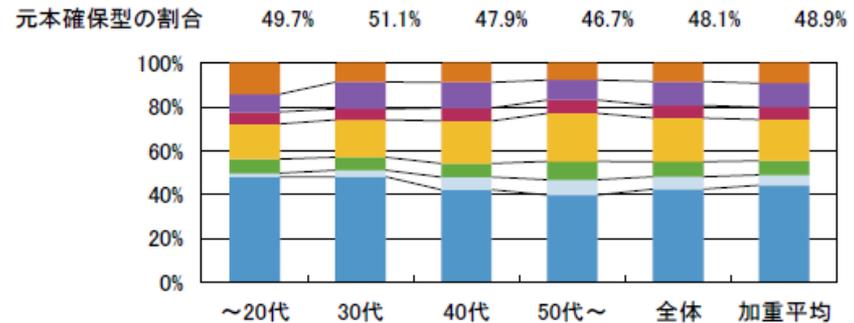
加入者の運用実態は？

ある会社のモニタリングレポートより

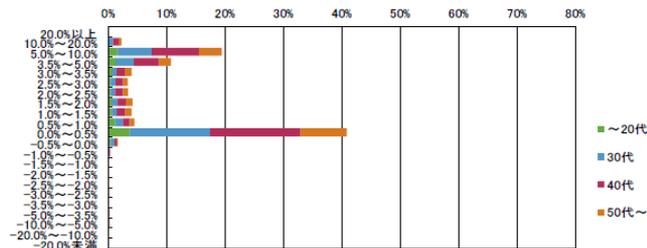
①分散投資の状況
(当社加入者全体)



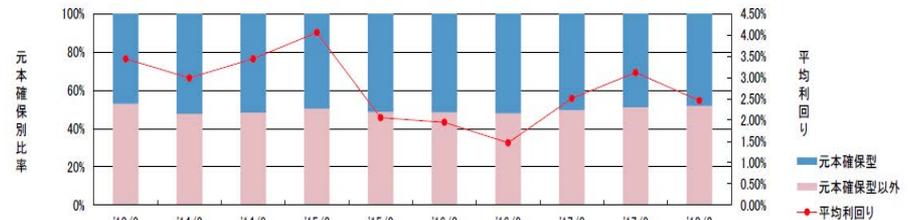
②年代別の分散投資の状況



③運用利回りの状況



④元本確保型・平均利回りの推移



平均利回り...加入者等の初回拠出先の運用利回り(年率換算)を平均したものです。

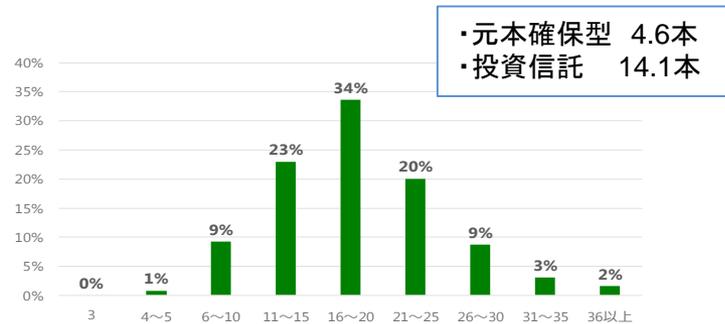
2. DC運用の改善

DC実態調査より

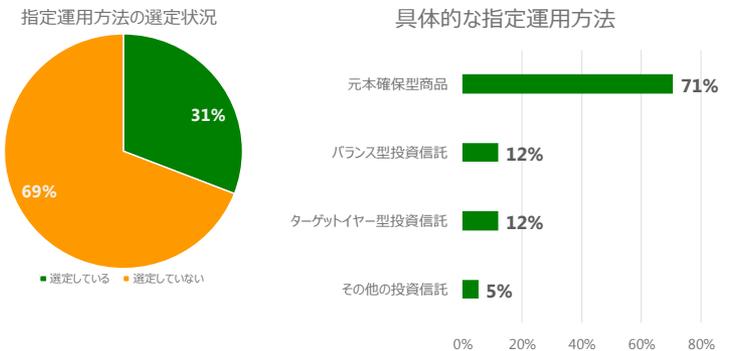
DC全体の状況

連合会DC実態調査結果では

運用商品の本数の平均は、18.7本



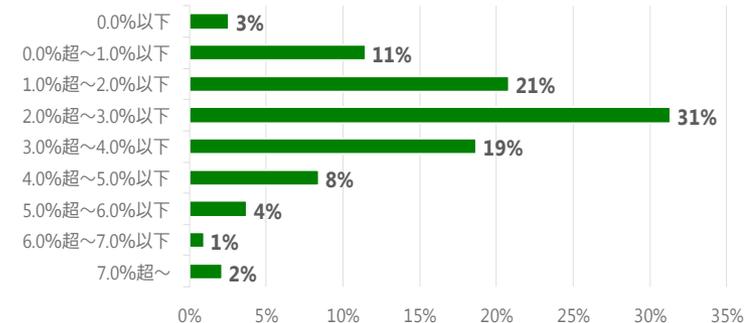
指定運用方法の選定状況



投資信託の選定状況 (本)



通算運用利回りの状況



出所: 企業年金連合会 2017年度(平成29年)決算 確定拠出年金実態調査結果(概要)

2. DC運用の改善

DC法改正に伴う見直しを

A社における運用商品ラインアップの課題

- ①現在のパッシブ運用投資信託の信託報酬は高いのではないか
- ②現在のラインアップにない運用商品への要望がある
- ③導入時になかったリスクを抑えたバランス型投資信託の登場

2. DC運用の改善

DC法改正に伴う見直しを

①現在のパッシブ運用投資信託の信託報酬は高いのではないか

A社では、**つみたてNISAの基準**を参考に、現状の水準を確認

【指定インデックス投信】

分類		信託報酬率の 上限	対象商品の 平均信託報酬率
株式型	国内	0.50%	0.27%
	海外	0.75%	0.34%
	内外	0.75%	0.24%
資産複合型	国内	0.50%	0.28%
	海外	0.75%	0.60%
	内外	0.75%	0.35%

【アクティブ運用投信等】

分類		信託報酬率の 上限	対象商品の 平均信託報酬率
株式型	国内	1.00%	0.95%
	海外	1.50%	1.50%
資産複合型	国内	1.00%	1.00%
	海外	1.50%	—
	内外	1.50%	1.12%

出所：金融庁HP「つみたてNISA対象商品の概要について(2018年4月3日時点)」

2. DC運用の改善

DC法改正に伴う見直しを

①現在のパッシブ運用投資信託の信託報酬は高いのではないか

A社ではiDeCでの**提供商品**を参考に、現状の水準を確認

資産クラス	運用商品	信託報酬	資産クラス	運用商品	信託報酬
国内債券	1位	0.1296	外国債券	1位	0.1836
	2位	0.1512		2位	0.1836
	3位	0.1512		3位	0.1944
	4位	0.1620		4位	0.1944
国内株式	1位	0.1674	外国株式	1位	0.1183
	2位	0.1728		2位	0.1296
	3位	0.1825		3位	0.1296
	4位	0.1825		4位	0.2041

出所：NPO法人 確定拠出年金教育協会ホームページ iDeCoナビ（平成30年4月2日）より

2. DC運用の改善

DC法改正に伴う見直しを

②現在のラインアップにない運用商品への要望がある

A社では、海外投資対象として新興国の追加を検討

投資対象	ベンチマーク	相関係数・シャープレシオ			検討結果
新興国株式	MSCIエマージングINDEX (特徴) ・中国、韓国、台湾、インド、 ブラジル5カ国で約7割 ・金融、IT2種で約5割	相関係数 (10年)	国内株式との相関	0.74	分散効果が低く、 投資効率も低い
			外国株式との相関	0.88	
		シャープ レシオ	短期(1年)	0.42	
			長期(10年)	0.18	
新興国債券	JPモルガンGBI-EMグローバル (特徴) ・一国の比率は10%以下 ・アジア、欧州、中東・アフリカ、 中南米がほぼ4分の1ずつ	相関係数 (10年)	国内債券との相関	-0.71	分散効果が若干 弱い、投資効率は安定
			外国債券との相関	0.95	
		シャープ レシオ	短期(1年)	0.61	
			長期(10年)	0.54	

2. DC運用の改善

DC法改正に伴う見直しを

③導入時になかったリスクを抑えたバランス型投資信託の登場

A社では、採用していないタイプのバランス型投信

運用環境の変化

短期的に大きく動くことが多い
リーマンショックなど

現在採用のバランス型投信の特徴

短期的な資産配分比率の変更はしない
(危機的な市場動向への調整機能なし)

導入時になかったバランス型投信

(単位 億円)

- ・下振れリスクを抑えたいという加入者の声
- ・最近、残高が伸びているバランス型投信

	2013年12月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月
バランス型DC専用ファンド	8,496	10,512	12,159	13,928	17,297
固定比率型	8,239	9,826	11,119	12,481	15,126
ターゲットイヤー型	132	162	207	234	279
アセットアロケーション型	125	524	832	1,213	1,892
(参考) DC専用ファンド合計	27,552	33,439	37,351	41,272	50,171

出所:野村年金マネジメント研究会 年金ニュース解説「DC専用ファンドの動向」

DC法改正から

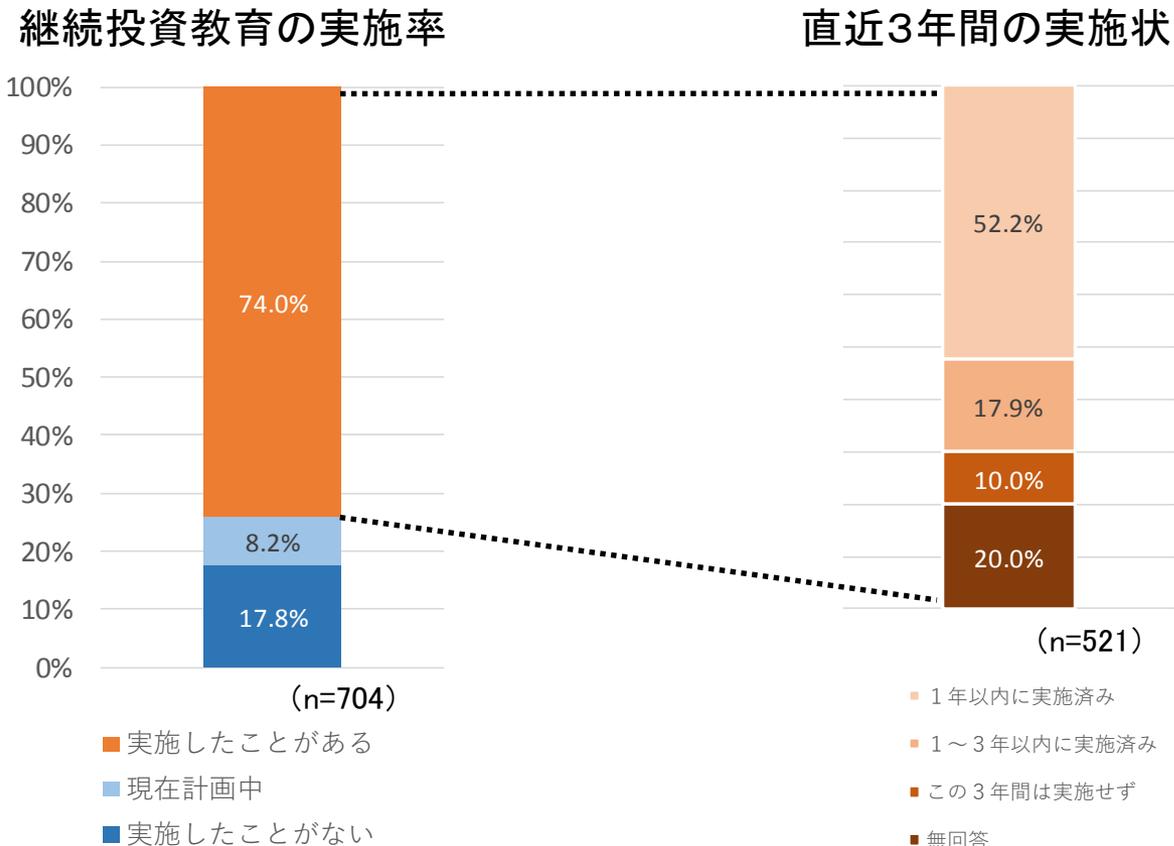
指定運用方法の選定(DC法第23条の2)

長期的観点から、物価その他の経済事情の変化により生ずる損失の備え、収益の確保を図るためのもとして

3. 継続投資教育の努力義務化

DC実態調査より

継続投資教育の実施率は**74.0%**(前回70.6%)、
うち**約7割**の企業で**直近3年以内**に実施



出所:企業年金連合会 2017年度(平成29年)決算 確定拠出年金実態調査結果(概要)

3. 継続投資教育の努力義務化

法令解釈通知の改正 第3 資産の運用に関する情報(いわゆる投資教育)に関する事項

キーワード

継続的に

定期的に

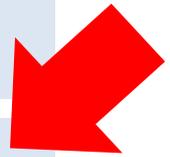
積極的に

運用の指図は加入者自身が**自己責任で**

自身の資産形成状況や**ライフプラン**等に
適した運用か

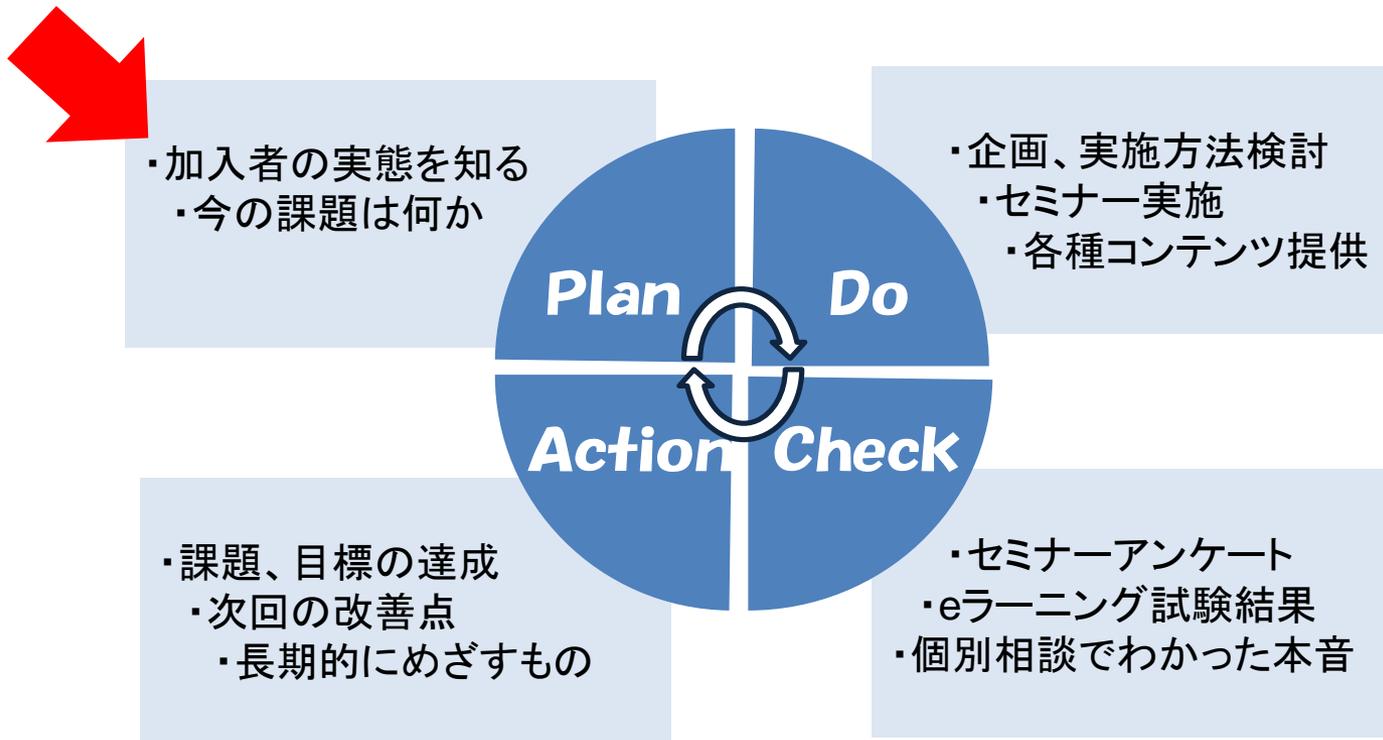
年齢、資産等の**加入者等の属性**により
ふさわしい運用の方法のあり方は異なる
ため一律に決するものでない

インフレリスク(将来の**実質的な購買力**を
確保できない可能性)



3. 継続投資教育の努力義務化

加入者実態を知ることがスタート

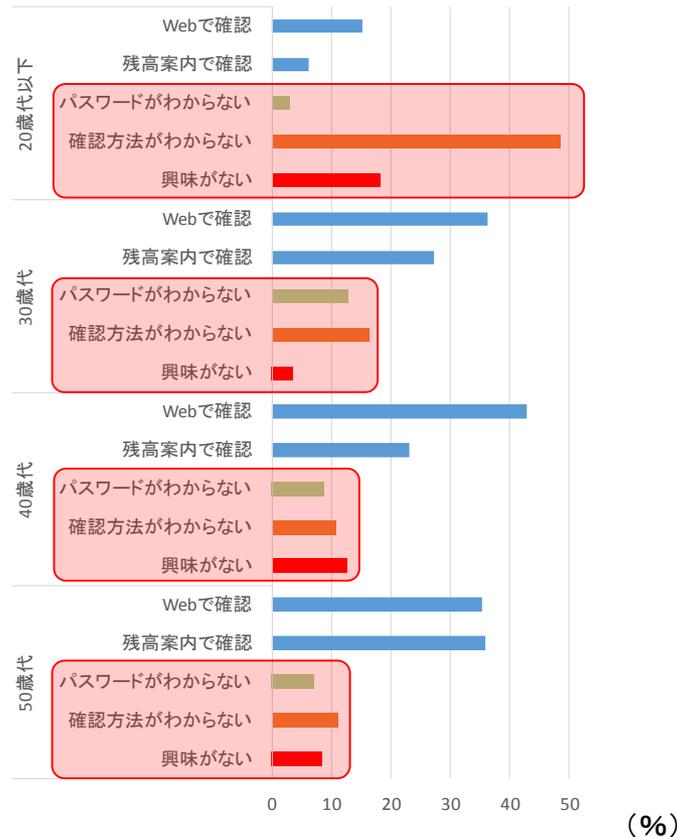


3. 継続投資教育の努力義務化

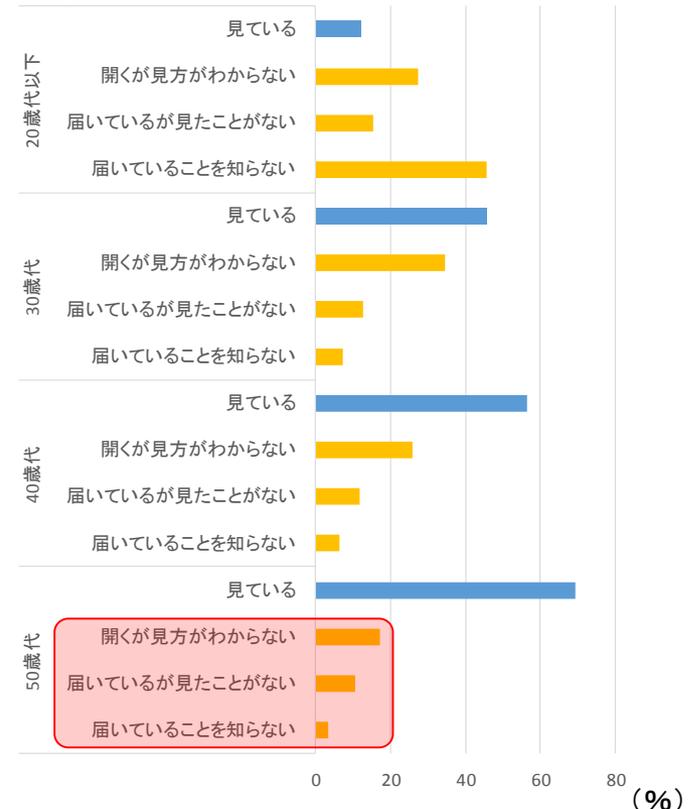
積極的に ⇒ 加入者アンケートで実態把握

ある会社のアンケート
結果より

Q: DC残高の確認をしていますか？



Q: ねんきん定期便を見えていますか？



3. 継続投資教育の努力義務化

積極的に ⇒ 関心を持ってもらえる話題で

ねんきん定期便 4月に改訂？

見直し後 毎年の「ねんきん定期便」(50歳以上向け・表面)

① 年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。

② 年金を遅く選んだ場合、年金額が増加します。
(70歳を選択した場合は、65歳と比較して最大42%増)

受給開始時期	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
増額率	8.4%	16.8%	25.2%	33.6%	42.0%	42.0% UP

1. ねんきん定期便の受給額(月額) (2018年)

国民年金受給額	0円
厚生年金受給額	21,202,435円
公務員年金受給額	0円
私学共済年金受給額	0円
(1)と(2)の合計	21,202,435円

(見直し後、文字を減らし、図を活用)

節目の「ねんきん定期便」や年金請求書に同封するリーフレット(表面)

大切なお知らせ
**受給開始を繰り下げると
 年金は増額できます。
 70歳で最大42%UP**

年金の受給開始時期は60歳から70歳まで自由を選択できますが、**受給開始を遅らせるほど、受けとれる年金額は増えていきます。**



受給開始時期を自由に選択、増額は生涯続きます
 基礎年金・厚生年金で受給開始時期を変えることもできます
 「年金のしくみ」については裏面をごらんください

65歳の人の平均余命
 男性19.57年(84.57歳)
 女性24.43年(89.43歳)

ご自身の生活設計に合わせて選択できます
 65歳を過ぎても別収入がある方は
 受給開始を遅らせるという選択も可能です

出所:小泉進次郎氏 ブログより

3. 継続投資教育の努力義務化

積極的に ⇒ 目標をもって

A社の継続投資教育の目標

加入者自身で運用状況の確認とスイッチングができるようにする

集合研修

全国全事業所向け
(一部は拠点開催)

- ① **飽きさせない工夫**
 - ・レベル分け
 - ・短時間化
 - ・やさしい表現
 - ・イラスト
- ② 聴覚障害者向け
 - ・手話対応
- ③ 未受講者対策
 - ・DVD貸出し

運用商品の追加

小冊子

- ① 全社員へ配布
- ② **社員の目を引くデザインと内容**
 - ・担当者の声
 - ・商品ラインアップのキャラクター化

メールマガジン

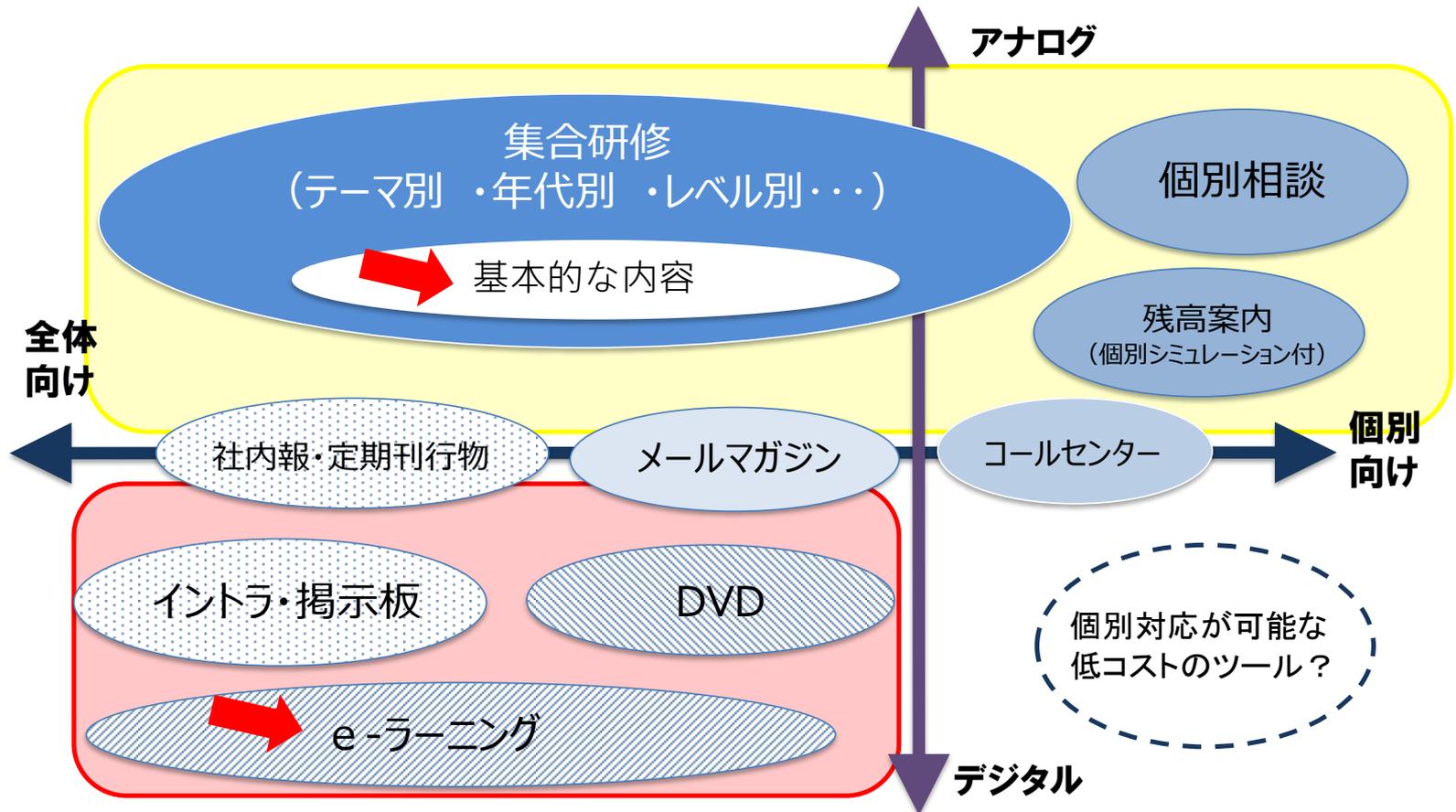
- (内容)
- ・商品説明
 - ・DC法改正
 - ・スイッチングの方法

アンケート調査

- (狙い)
- 除外予定商品の**保有者の意向把握**
 - ・スイッチング実施の有無
 - ・今後の意向

3. 継続投資教育の努力義務化

積極的に ⇒何を、どの方法で、誰に、いつ



まとめ

1. 運営管理機関の定期的評価
2. DC運用の改善
 - ・商品提供数の抑制
 - ・商品除外規定の整備
 - ・選定基準の変更
 - ・指定運用方法に関する規定の整備
3. 継続投資教育の努力義務化

ガバナンスの強化

加入者利益優先のDC運営を

DC担当者のスキルアップを

2019年度 研修

企業年金管理士

